

事 務 連 絡
平成 30 年 9 月 11 日

各都道府県労働局職業安定部職業対策課長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発部
障害者雇用対策課長 補佐

平成30年北海道胆振東部地震による災害の被災事業主に係る障害者雇用納付金の取扱いについて

今般発生した地震により被災した事業主につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 62 条の規定により例によることとされている国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）の規定により、障害者雇用納付金の納付猶予措置等を行うことができますので、下記事項にご留意いただき、個別事情に応じて柔軟にご対応いただけますよう、お願い申し上げます。

また、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構納付金部長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、下記の内容を説明した上で、必要に応じて独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会していただくよう事業主に伝達下さい。

なお、法第 62 条の規定により例によることとされている国税通則法第 11 条に基づく期限の延長については、対応が確定次第追って通知することを申し添えます。

記

1 個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置

(1) 災害が発生した日に納期限が到来していない障害者雇用納付金

今般の地震により被災した地域の事業主（平成 30 年 9 月 6 日において被災地域に事業所の所在地を有する事業主をいう。以下「被災事業主」という。）がその財産につき相当な損失を受けたときには、災害が発生した日（平成 30 年 9 月 6 日）以降に納付期限が到来する障害者雇用納付金で、納付期限内に納付することが困難と認められるものについて、被災事業主からの申請に基づき、その障害者雇用納付金の納付を 1 年以内に限り猶予することができること。（法第 62 条及び国税通則法第 46 条第 1 項）

(2) 災害が発生した日に納期限の到来している障害者雇用納付金

災害による被害により、被災事業主が、その財産につき損害を受け、その該当する事実に基づき、障害者雇用納付金を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、被災事業主の申請に基づき、1年以内の期間猶予することができること（法第62条及び国税通則法第46条第2項）。

2 追徴金及び延滞金の免除

法第58条及び第60条の規定に基づく追徴金及び延滞金については、天災その他やむを得ない理由がある場合は、徴収しないことも可能であること。（法第58条第1項ただし書及び第60条第5項第5号）